

# 石川県公報

平成 24 年 11 月 26 日

第 1 2 5 4 7 号 (月曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示		目 次	
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当 させる機関の指定 (同)	4
生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の届出 (同)	1	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業 所の名称の変更の届出 (同)	4
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅 介護事業所の廃止の届出 (同)	5
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させ る機関の指定 (同)	2	公 告	
生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変 更の届出 (同)	2	政府調達に関する協定に係る入札公告 (医療対策課)	5
生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の 廃止の届出 (同)	3	公安委員会	
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	3	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の薬局 の廃止の届出 (同)	3	選挙管理委員会	
介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同)	3	政治団体の届出の公表	11
		政治団体の届出事項の異動の届出の公表	12
		政治団体の解散の届出の公表	12
		資金管理団体の指定の取消しの届出の公表	12

## 告 示

### 石川県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
て ま り 辰 口 薬 局	能美市松が岡4 - 58	平成24年11月1日

### 石川県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
カ ワ シ リ 薬 局	河北郡内灘町鶴ヶ丘4丁目1の144	平成24年10月2日

## 石川県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 修和会	加賀市富塚町中尾1-3	グループホーム葵の園・じざい	加賀市富塚町中尾1-23	平成24年 10月1日
〃	〃	丘の上訪問介護事業所	加賀市富塚町中尾126-2	〃
株式会社 グリーンライフ	白山市知気寺町り44-1	株式会社 グリーンライフ	白山市知気寺町り44-1	〃
株式会社 ピーディーエスプラトール	金沢市涌波1丁目2番26号	プラトール体操教室 野々市店	野々市市本町1丁目7-3	平成24年 10月10日
株式会社 南山堂	東京都港区高輪三丁目23番17号 品川センタービルディング11階	箔山堂高松薬局	かほく市内高松申50-3	平成24年 11月1日
有限会社 陽だまり	小松市吉竹町四丁目403番地	デイサービスセンター 笑楽部	能美市三道山町ト11番地1	〃
株式会社 スパテル	金沢市昌永町15番60号2207	てまり辰口薬局	能美市松が岡4-58	〃
株式会社 金沢苑	金沢市直江町り49-1	訪問介護事業所ハマナス	河北郡内灘町白帆台2-527	〃
医療法人社団 仁志会	小松市上小松丙41-1	リハビリ長寿～美川道場～	白山市鹿島町ち111番地1	平成24年 11月12日

## 石川県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 修和会	加賀市富塚町中尾1-3	丘の上居宅介護支援事業所	加賀市富塚町中尾126-2	平成24年 10月1日
株式会社 金沢苑	金沢市直江町り49-1	居宅介護支援事業所ハマナス	河北郡内灘町白帆台2-527	平成24年 11月1日

## 石川県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 人材育成センター	輪島市堀町12字 6 番地	新	デイサービス 笑ちやけや	輪島市河井町 1 部173 番 7
		旧	認知症デイ 笑ちやけや	

## 石川県告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 修和会	加賀市富塚町中尾 1 - 3	グループホーム・じざい	加賀市富塚町中尾 1 - 23	平成24年 9月30日
〃	〃	丘の上訪問介護事業所	加賀市富塚町中尾126 - 2	〃
川尻 みち枝	河北郡内灘町鶴ヶ丘 4 丁目 1 の144	カワシリ薬局	河北郡内灘町鶴ヶ丘 4 丁目 1 の144	平成24年 10月 2 日

## 石川県告示第532号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
て ま り 辰 口 薬 局	能美市松が岡 4 - 58	平成24年11月 1 日

## 石川県告示第533号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
カ ワ シ リ 薬 局	河北郡内灘町鶴ヶ丘 4 丁目 1 の144	平成24年10月 2 日

## 石川県告示第534号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介

介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 修和会	加賀市富塚町中尾 1 - 3	グループホーム葵の園・じざい	加賀市富塚町中尾 1 - 23	平成24年 10月 1 日
〃	〃	丘の上訪問介護事業所	加賀市富塚町中尾126 - 2	〃
株式会社 グリーンライフ	白山市知気寺町り44 - 1	株式会社 グリーンライフ	白山市知気寺町り44 - 1	〃
株式会社 ピーディーエスプラトー	金沢市涌波 1 丁目 2 番 26号	プラトー体操教室 野々市店	野々市市本町 1 丁目 7 - 3	平成24年 10月10日
株式会社 南山堂	東京都港区高輪三丁目 23番17号 品川センタービルディング11階	箔山堂高松薬局	かほく市内高松申50 - 3	平成24年 11月 1 日
有限会社 陽だまり	小松市吉竹町四丁目 403番地	デイサービスセンター 笑楽部	能美市三道山町ト11番地 1	〃
株式会社 スパージェル	金沢市昌永町15番60号 2207	てまり辰口薬局	能美市松が岡 4 - 58	〃
株式会社 金沢苑	金沢市直江町り49 - 1	訪問介護事業所ハマナス	河北郡内灘町白帆台 2 - 527	〃
医療法人社団 仁志会	小松市上小松丙41 - 1	リハビリ長寿～美川道場～	白山市鹿島町ち111番地 1	平成24年 11月12日

#### 石川県告示第535号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 修和会	加賀市富塚町中尾 1 - 3	丘の上居宅介護支援事業所	加賀市富塚町中尾126 - 2	平成24年 10月 1 日
株式会社 金沢苑	金沢市直江町り49 - 1	居宅介護支援事業所ハマナス	河北郡内灘町白帆台 2 - 527	平成24年 11月 1 日

#### 石川県告示第536号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 人材育成センター	輪島市堀町12字 6 番地	新	デイサービス 笑ちやけや	輪島市河井町 1 部173 番 7
		旧	認知症デイ 笑ちやけや	

### 石川県告示第537号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 修和会	加賀市富塚町中尾 1 - 3	グループホーム・じざい	加賀市富塚町中尾 1 - 23	平成24年 9 月30日
〃	〃	丘の上訪問介護事業所	加賀市富塚町中尾126 - 2	〃
川尻 みち枝	河北郡内灘町鶴ヶ丘 4 丁目 1 の144	カワシリ薬局	河北郡内灘町鶴ヶ丘 4 丁目 1 の144	平成24年 10 月 2 日

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおり W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

A 重油 480,000リットル

(2) 調達件名の特質等

J I S 1 種 2 号 (硫黄含有量1.0パーセント以下)

(3) 納入期間

平成25年 1 月 1 日から同年 3 月31日まで

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 今後調達が予定される件名、数量及び入札公告予定時期

A 重油 240,000リットル (平成25年 4 月 1 日から同年 6 月30日まで) 平成25年 2 月頃

(6) 入札方法

入札金額は、(1)の物件の 1 リットル当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成24年石川県告示第172号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であって、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの入札参加資格の確認を受けたものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 入札説明書の交付方法

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒920 - 8530 金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地  
石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076 - 238 - 7859

- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付

### 4 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、入札説明書に定める申請書等を知事に提出し、入札参加資格の確認及び審査を受けなければならない。

- (1) 申請書等は、石川県立中央病院管理局用度係に平成24年12月10日（月）までに、郵送により、1部提出（受領期限内必着）すること。
- (2) 入札参加資格の確認は、2(2)に定める要件を除き、平成24年12月10日（月）現在の事実をもって行い、その結果を同月14日（金）までに申請者に対して通知する。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対し、書面を平成24年12月19日（水）午後5時までに3(1)の交付場所に持参し、その理由の説明を求めることができる。この場合において、県は、書面により回答するものとする。

### 5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所  
平成24年12月26日（水）午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室  
なお、入札書を郵送する場合は、簡易書留とし、同日正午までに必着すること。
- (2) 落札者の決定方法  
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 6 入札保証金及び契約保証金

免除

### 7 契約書作成の要否

要

### 8 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

### 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無  
無
- (3) その他  
詳細は、入札説明書による。

### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
Heavy oil A Grade 480,000 ℓ
- (2) Delivery period



From 1, January, 2013 through 31, March, 2013

## (3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

## (4) Time limit of tender

0 : 00 p.m. 26 December 2012

## (5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920 - 8530

Japan TEL. 076 - 238 - 7859

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第126号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成24年11月26日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第 1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表 1、108の項を次のように改める。

1	武 蔵 交 差 点	金沢市下堤町101番地先 国道157号及び国道159号と県道金沢停車場線及び市道との交差点	S 30. 10. 24
108	七ツ屋北交差点	金沢市北安江 2 丁目2007番地先 県道向粟崎安江町線と市道との交差点	S 51. 7. 21

別表第 1（信号機の設置場所）大聖寺警察署管内の表56、110の項を次のように改める。

56	勅 使 交 差 点	加賀市勅使町ル39番地 1 先 主要地方道小松山中線と市道 B 415号線、市道 B 429号線との交差点	S 51. 10. 18
110	あ い あ い 広 場 前 交 差 点	加賀市片山津温泉モ 4 番地 9 先 主要地方道山中伊切線と市道薬師通線との交差点	H 13. 3. 26

別表第 1（信号機の設置場所）寺井警察署管内の表 8、87の項を次のように改める。

8	寺井中央交差点	能美市寺井町よ26番地 1 先 主要地方道小松鶴来線と市道との交差点	S 45. 3. 13
87	能美市役所前 交 差 点	能美市来丸町1113番地先 主要地方道金沢小松線と市道加賀来丸線との交差点	H 11. 7. 30

別表第 1（信号機の設置場所）津幡警察署管内の表81、114の項を次のように改める。

81	浜 北 交 差 点	かほく市浜北イ14の 2 番地先 国道159号と市道59号線との交差点	S 55. 3. 31
114	高 松 交 差 点	かほく市高松△69番地先 国道159号と県道八野高松線との交差点	S 42. 7. 20

別表第 1（信号機の設置場所）珠洲警察署管内の表75、82の項を次のように改める。

75	松 波 交 差 点	鳳珠郡能登町字松波30字99番地 1 先 主要地方道能都内浦線と町道松波恋路 1 号線との交差点	S 48. 6. 18
82	松 波 西 交 差 点	鳳珠郡能登町字松波26字17番地 2 先 国道249号と主要地方道能都内浦線との交差点	H 11. 3. 1

別表第 2 (一方通行の指定) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

185	市道広岡 1丁目線3号	金沢市広岡1丁目215番地先から 金沢市広岡1丁目214番地先まで	約 15 メートル	終 日	車 両	中橋町方面から北安江 1丁目に至る方向
186	金沢市管理道路	金沢市広岡1丁目601番地先から 金沢市広岡1丁目601番地先まで	約 230 メートル	終 日	車 両	一般駐車場の専用入口 から専用出口に至る方 向及び駐車場内道路は 時計回りの方向

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 輪島警察署管内の表に次のように加える。

60	市道錦川1号線	輪島市河井町3部39番地先	マリントウン方向から河井 町常盤方向への直進	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土、日、休 日を除く。)
61	国道249号	輪島市河井町2部161番地1 先	鳳至町方向から河井町常盤 方向への右折	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土、日、休 日を除く。)

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢東警察署管内の表967の項を次のように改める。

967	市道準幹線 555号金沢駅線	金沢市木の新保町1番1号先 (金沢駅前東交差点)	金沢駅前中央交差点方向か らバスターミナル方向への 左折	車両(路線 バス、シャ トルバスを 除く。)	終 日
-----	-------------------	-----------------------------	------------------------------------	---------------------------------	-----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢西警察署管内の表26の項を次のように改める。

26	市道大徳24号 藤江北 1丁目線5号	金沢市藤江北1丁目96番地3 先	藤江北4丁目方向から松村 町方向への右折及び藤江南 1丁目方向への直進	車 両	終 日
----	--------------------------	---------------------	---	-----	-----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 七尾警察署管内の表33の項を次のように改める。

33	主要地方道 七尾輪島線	七尾市津向町水部58番地2先	小島町方向から松百町(七 尾南湾)方向への右折	車 両	終 日
----	----------------	----------------	----------------------------	-----	-----

別表第 6 (車両の通行禁止) 金沢東警察署管内の表61の項を次のように改める。

61	金沢市管理道路	金沢市堀川新町1番1号先から 金沢市堀川新町1番1号先まで (金沢駅東口バスターミナル)	約 150 メートル	終 日	車両(路線バス、 シャトルバスを除 く。)
----	---------	--	---------------	-----	-----------------------------

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 2以上の警察署管内にまたがる表40の項を次のように改める。

40	県道草深木呂場 美川線、県道鶴 来水島美川線、 町道中島橋新線、 市道平加長屋線	白山市長屋町イ111番地先から 能美郡川北町土室か87番地先まで		終 日	約7,820(白山 署:約680、寺 井署:約7,140) メートル
----	--	-------------------------------------	--	-----	---



別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

226	市道三馬19号 泉本町 四丁目線1号	金沢市泉本町4丁目104番地先から 金沢市泉本町4丁目146番地5先まで	約 410 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引を除く。）
-----	--------------------------	---	---------------	----------------	----	-------------

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表に次のように加える。

276	市道今江 国道1号線	小松市今江町1丁目235番地先から 小松市今江町3丁目523番地先まで	約 850 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引を除く。）
-----	---------------	--	---------------	----------------	----	----------------------

別表第11（最高速度の指定）輪島警察署管内の表に次のように加える。

104	町道	(1) 鳳珠郡穴水町字大町イ43番地1先 (2) 鳳珠郡穴水町字大町ホ11番地先 (3) 鳳珠郡穴水町字大町ハ119番地2先 (4) 鳳珠郡穴水町字大町ハ45番地先 (5) 鳳珠郡穴水町字大町ろ59番地先 (1)から(5)までの場所を結ぶ線により 囲まれた区域内の道路	約 1,000 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引を除く。）
-----	----	--	-----------------	----------------	----	-------------

別表第11（最高速度の指定）大聖寺警察署管内の表87、181の項を次のように改める。

87	市道B415号線、 市道B429号線	加賀市松山町ハ39番地先から 加賀市水田丸町チ27番地1先まで	約 3,500 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引を除く。）
181	主要地方道 山中伊切線	加賀市塔尾町リ36番地先から 加賀市水田丸町156番地5先まで	約 2,700 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引を除く。）

別表第11（最高速度の指定）津幡警察署管内の表26の項を次のように改める。

26	県道八野高松線	かほく市中沼レ35番地先から かほく市八野平224番地先まで	約 2,280 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引を除く。）
----	---------	-----------------------------------	-----------------	----------------	----	----------------------

別表第11（最高速度の指定）輪島警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	国道249号	輪島市町野町曾々木イ部37番地先から 輪島市町野町西時国鳥毛40番2地先まで	約 1,380 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引を除く。）
---	--------	---	-----------------	----------------	----	----------------------

別表第11 (最高速度の指定) 珠洲警察署管内の表132の項を次のように改める。

132	能登町道松波恋路1号線、珠洲市道676号線、国道249号、主要地方道大谷狼煙飯田線、珠洲市道537号線、珠洲市道669号線	鳳珠郡能登町字松波口字12番地先から 珠洲市三崎町寺家ケ部69番地先まで	約 25,860 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引を除く。)
-----	---	---	------------------	----------------	----	-----------------------

別表第11 (最高速度の指定) 2以上の警察署管内にまたがる表50の項を次のように改める。

168	県道草深木呂場美川線、県道鶴来水島美川線、町道中島橋新線、市道平加長屋線	白山市長屋町イ111番地先から 能美郡川北町土室か87番地先まで	約 7,820 (白山署： 約680、 寺井署： 約7,140) メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引を除く。)
-----	--------------------------------------	-------------------------------------	--	----------------	----	-----------------------

別表第12 (転回禁止) 2以上の警察署管内にまたがる表1の項を次のように改める。

1	国道 159 号	金沢市下堤町101番地先から 金沢市野町1丁目1番32号先まで	約 1,995 メートル	終日	
---	----------	------------------------------------	-----------------	----	--

別表第18 (駐車禁止) 輪島警察署管内の表55の項を次のように改める。

55	国道 249 号	輪島市町野町首々木イ部37番地先から 輪島市町野町西時国鳥毛40番2地先まで	約 1,380 メートル	終日	車両
----	----------	---	-----------------	----	----

別表第18の2 (駐車可の指定) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

4	主要地方道 山中伊切線	加賀市片山津温泉乙25番地先	約 8 メートル	終日	貨物自動車 (大型貨物自動車、特定中型貨物自動車を除く。)	平行駐車
5	主要地方道 山中伊切線	加賀市片山津温泉乙37番地1先	約 15 メートル	終日	貨物自動車 (大型貨物自動車、特定中型貨物自動車を除く。)	平行駐車
6	主要地方道 山中伊切線	加賀市片山津温泉乙36番地先	約 30 メートル	6:00から 24:00まで	自動車 (大型特殊自動車、大型乗用自動車、大型貨物自動車、特定中型貨物自動車を除く。)	平行駐車

別表第18の5 (高齢運転者等標章自動車駐車可) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

1	主要地方道 山中伊切線	加賀市片山津温泉乙29番地24先	約 10 メートル	6:00から 24:00まで	普通自動車	平行駐車
---	----------------	------------------	--------------	-------------------	-------	------

別表第2 (一方通行の指定) 金沢中警察署管内の表125の項を次のように改める。

125	削	除
-----	---	---

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢中警察署管内の表761の項を次のように改める。

761	削	除
-----	---	---

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 白山警察署管内の表101の項を次のように改める。

101	削	除
-----	---	---

別表第12 (転回禁止) 金沢中警察署管内の表 2 の項を次のように改める。

2	削	除
---	---	---

別表第12 (転回禁止) 金沢東警察署管内の表 2、3 の項を次のように改める。

2	削	除
3	削	除

別表第18 (駐車禁止) 金沢東警察署管内の表219の項を次のように改める。

219	削	除
-----	---	---

### 選 挙 管 理 委 員 会

**石川県選挙管理委員会告示第68号**

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第 6 条第 1 項の規定による政治団体の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年11月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	設立届受理年月日
自由民主党 石川県第二選挙区支部	佐々木 紀	江戸 真夫	能美市大成町リ30番地	衆議院議員	平成24年10月18日

(政党の支部以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	設立届受理年月日
橋本たかし後援会	橋 本 崇 史	橋 本 他 喜 子	能美市大成町口38番地		平成24年10月 3 日
川口かつのり 連合後援会	川 口 克 則	川 口 克 則	河北郡内灘町字鶴ヶ丘 4 丁 目110番地		平成24年10月10日
森善克後援会	織 田 善 太	森 治 樹	能美市大成町又 - 2		平成24年10月11日
石川維新の会	新 田 寛 之	新 田 寛 之	小松市浮柳町ホ 9 - 1		平成24年10月11日
清い七尾を創る会	岡 部 保	宮 本 精 一	七尾市東浜町二部 2 番地		平成24年10月17日

(ロ) 法第19条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	設立届受理年月日
佐々木はじめ 後援会連合会	山本 克郎	村本 穰	能美市大成町 リ30番地	佐々木 紀	衆議院議員	平成24年10月 3 日

## 石川県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年11月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党松任支部	主たる事務所 の所在地	白山市幸明町132-1	白山市平松町109	平成24年10月16日
自由民主党石川県衆議院支部	名 称	自由民主党石川県衆議院支部	自由民主党石川県第二選挙区支部	平成24年10月17日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
坂井助光連合後援会	名 称	坂井助光連合後援会	坂井助光後援会	平成24年10月10日
	会計責任者	古 屋 弘 之	林 功	平成24年10月10日
細野祐治後援会	代 表 者	中 川 貢	細 野 祐 治	平成24年10月22日
さわやか小松をつくる会	主たる事務所 の所在地	小松市白山町140-6-1311	小松市須天町1-200	平成24年10月29日

## 石川県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年11月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
自由民主党石川県金沢市第十支部	平成24年10月2日

## 石川県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成24年11月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

指定の取消しの届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消届受理年月日
細野祐治	細野祐治後援会	加賀市大聖寺本町イ16 加賀市江沼郡教育会館内	細野祐治	平成24年10月29日